

愛媛県ホームページ広告取扱契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、愛媛県が管理するホームページのトップページ（以下「県ホームページ」という。）の広告掲載取扱について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（趣旨）

第2条 乙は、別紙「愛媛県ホームページ広告掲載取扱要領」（以下「要領」という。）及び「愛媛県ホームページ広告掲載基準」に基づき、県ホームページに広告を掲載し、甲に対し、その対価を支払う。

（契約金額及び契約期間）

第3条 契約金額、契約期間等は、次のとおりとする。

- （1）契約金額 円
（うち消費税及び地方消費税額金 円）
- （2）契約期間等 令和7年4月1日～令和8年3月31日

（契約保証金）

第4条 乙は、前条第1項第1号に定める契約金額の10分の1に相当する額を契約保証金として支払わなければならない。ただし、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）第154条に該当する場合は免除する。

（契約金額の減額）

第5条 甲は、乙の責に帰さない事由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった期間が24時間を越える毎に1日として算出した日数に応じて、第3条に定める契約金額について、日割り計算により算出した金額を減額する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が要領第11条に定める1か月単位あたりで24時間未満の場合は、契約金額を減額しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により県ホームページの運営を一時停止した場合は、契約金額を減額しない。ただし、一時停止の期間が48時間を越える場合は、前項の規定に準じて契約金額を減額する。

- （1）機器等の保守又は工事を行う場合
- （2）機器等の設置された建物の計画停電を行う場合
- （3）天災、事変その他の非常事態が発生した場合

（契約金の納付方法）

第6条 乙は、県ホームページの広告枠の代金として、第3条第1項第1号に定める契約金額を次表のとおり4回に分割し、甲の発行する納入通知書により、納入しなければならない。

回数	納付期限	納入金額
1回目	令和7年7月末日	(契約金額の4分の1の額)円
2回目	令和7年10月末日	(契約金額の4分の1の額)円
3回目	令和8年1月末日	(契約金額の4分の1の額)円
4回目	令和8年4月末日	(契約金額の4分の1の額)円

- 2 前条により契約金額を減額する場合は、前項に定める納入金額のうち4回目の納入金額を減額する。
- 3 乙は、第一項に規定する納付期限までに納入金額を納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じて年5パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。ただし、違約金の金額が100円に満たないときはこの限りではない。

(協議による契約の解除)

第7条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
- (3) 業務を遂行することが困難であるとき。
- (4) 業務の実施に関して不正の行為があったとき。
- (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
- (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

- 2 前項の場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、その責めに帰すべき事由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(業務委託等の禁止)

第 11 条 乙は、本契約に基づく業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の費用等)

第 12 条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 13 条 乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了又は解除の後も効力を有する。

(危険負担)

第 14 条 この契約を締結した後、広告の掲載開始日までに甲、乙双方の責めに帰すことのできない事由により生じた損害については、一切乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 15 条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 16 条 この契約書に定めのない事項については会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙双方協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各 1 通を所持するものとする。

令和 7 年 月 日

松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛媛県

知 事 中 村 時 広

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提

出を求めることができる。

(事故時の対応)

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。